

# 県出資法人の将来方向についての基本方針

平成22年6月

茨 城 県

## 目 次

1 見直しの経緯	1
2 見直し対象法人	1
3 法人の将来方向	3
4 個別法人の将来方向	
(1) 廃止する法人	5
(2) 統合する法人	8
(3) 自立化・民営化する法人	9
(4) 事業を継続する法人	15
5 改革実現に向けた取組	33

## 1 見直しの経緯

県では、平成15年に「県の出資法人等への関わり方に関する基本的事項を定める条例」（以下「条例」という。）を制定し、出資法人等において効率的・効果的な事業運営が行われるよう指導・助言等を行うとともに、法人の経営改善や県関与の見直し、再編・統合等の出資団体改革に取り組んできた。

特に、住宅供給公社、開発公社、土地開発公社の3公社については、バブル崩壊後の長期にわたる景気低迷や地価下落等が事業の推進に大きな影響を与え、また、減損会計や低価法の導入に伴い財務内容がさらに悪化したことから、改善措置の実施に加え多額の経営支援を行うに至っている。

また、公益法人制度改革や「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行等、出資法人等を取り巻く社会経済環境が従来にない速度で大きく変化してきていることから、「第5次茨城県行財政改革大綱」に基づき、55の出資法人等についてその役割や事業の必要性を改めて問い合わせし、将来方向について、「廃止」「統合」「自立化・民営化」の視点で法人のあり方や県の関わり方について抜本的に見直すこととした。

このため、平成20年10月から企業経営者や学識経験者等で構成する「県出資団体等経営改善専門委員会」（以下「専門委員会」という。）において、事業の必要性、効率性、県関与の必要性等を検証しつつ、精力的にご審議をいただいた。

特に、緊急の改善措置を要する開発公社と住宅供給公社については、国の通知に基づき専門委員会の中に公認会計士や弁護士など専門家5名で構成される「経営検討特別委員会」を設置し、改革の方向性について意見書をとりまとめていただいた。

これらの審議を踏まえ、本年2月4日に専門委員会から「県出資法人のあり方に関する報告書」の提出をいただいた。

県では、報告書の提言を十分に尊重のうえ、担当部局を中心に事業の必要性や県関与のあり方等について必要な見直し・検討を行うとともに、県議会における県出資団体等調査特別委員会における審議結果も勘案のうえ、法人の将来方向に対する基本的な方針を定めるものである。

## 2 見直し対象法人

見直し対象法人については、条例第2条に該当する主に県内に活動拠点を置く54の出資法人等とした（次表の備考記載のとおり対象となる法人の変更があったため54の出資法人等とした。）。

（見直し対象法人）

- 県が資本金、基本金等を出資している法人（出資法人：50法人）
- 次のいずれにも該当する法人（援助法人：4法人）
  - ・ 収入の総額に対する県からの補助金等の割合が1／4以上（直近3会計年度）
  - ・ 現職の職員を派遣

見直し対象法人一覧

	出資法人			援助法人
	出資比率 (50%以上)	出資比率 (25%以上 50%未満)	出資比率 (25%未満)	
特例民法法人等 32	(財)県青少年協会 (財)県科学技術振興財団 (財)グリーンふるさと振興機構 (財)県開発公社 (財)いばらき文化振興財団 (財)県国際交流協会 (財)県環境保全事業団 (財)県看護教育財団 (財)いばらき腎バンク (財)県中小企業振興公社 (財)県勤労者余暇活用事業団 (財)県農林振興公社 (財)那珂川沿岸土地改良基金協会 (一財)県住宅管理センター※1 (財)県企業公社 (財)県教育財団 (財)県体育協会	(財)県消防協会 (財)県勤労者育英基金 (財)県栽培漁業協会 (財)県建設技術管理センター (財)県暴力追放推進センター	(財)つくば都市振興財団 (財)県労働者信用基金協会 (財)茨城カウンセリングセンター (財)霞ヶ浦漁業振興基金協会 (財)県建設技術公社 (財)県防犯協会 (財)茨城住宅管理協会※2	(社)県危険物安全協会連合会 (社)県穀物改良協会 (社)園芸いばらき振興協会 (社)県林業協会 (社)茨城原子力協議会※3
	17法人	5法人	6法人	4法人
特殊法人 7	(社福)県社会福祉事業団 県道路公社 県土地開発公社 県住宅供給公社	県漁業信用基金協会	県信用保証協会 県農業信用基金協会	
	4法人	1法人	2法人	—
会社法法人 15	(株)いばらき森林サービス 鹿島埠頭(株) (株)茨城ポートオーリティ	鹿島臨海鉄道(株) 鹿島都市開発(株) ひたちなかテクノセンター(株) (株)県中央食肉公社	(株)茨城放送 筑波都市整備(株) 鹿島共同再資源化センター(株) (株)つくば研究支援センター (株)いばらきＩＴ人材開発センター つくば国際貨物ターミナル(株) 日立埠頭(株) 日立港木材倉庫(株)	
	3法人	4法人	8法人	—
計	24法人	10法人	16法人	4法人

(備考)

※1 (一財) 茨城県住宅管理センターが平成22年4月に設立されたため、(財)茨城住宅管理協会に替えて対象とした。

※2 (財)茨城住宅管理協会は県出資金相当額を県に寄附したことから、平成22年4月から対象外とした。

※3 (社)茨城原子力協議会は、平成22年4月から人的要件非該当のため対象外となった。

### 3 法人の将来方向

法人の将来方向については、「廃止」、「統合」、「自立化・民営化」及び「事業継続」に分類し、5年後、10年後を見据え、それまでに取り組むべき内容・課題の整理を行った。

その結果、廃止する法人は6法人、統合する法人は5法人、自立化・民営化する法人は11法人、事業を継続する法人は32法人とした。

法人の将来方向は、あくまでも現時点における見通しと取組内容をとりまとめたものであり、自立化・民営化法人、事業継続法人においては、一層の経営改善、人的・財政的関与の縮小、あり方の見直しが必要であることはもちろんのこと、今後の経済情勢の急激な変化等によっては、これにこだわることなく、一段と厳しい改革への取組を果敢に進めることが重要である。

#### (将来方向一覧)

##### ① 廃止する法人（6法人）

茨城県住宅供給公社	(財) 那珂川沿岸土地改良基金協会
(財) グリーンふるさと振興機構	(財) 茨城県勤労者余暇活用事業団
(財) 霞ヶ浦漁業振興基金協会	(財) 茨城県労働者信用基金協会

##### ② 統合する法人（5法人）

(財) 茨城県農林振興公社	茨城県道路公社
(社) 茨城県穀物改良協会	(財) 茨城県建設技術公社
(社) 園芸いばらき振興協会	

##### ③ 自立化・民営化する法人（11法人）

###### ○県関与の見直し（5法人）

(社) 茨城県危険物安全協会連合会	日立埠頭(株)
(社) 茨城県林業協会	日立港木材倉庫(株)
(財) つくば都市振興財団	

###### ○自立化、将来の民営化（6法人）

(財) 茨城県看護教育財団	(財) 茨城県建設技術管理センター
(社福) 茨城県社会福祉事業団	筑波都市整備(株)
(財) いばらき腎バンク	(一財) 茨城県住宅管理センター

④ 事業を継続する法人（32法人）

○経営改善・県関与の縮小（22法人）

鹿島都市開発(株)	(株)茨城放送
(財)茨城県開発公社	(財)茨城県青少年協会
茨城県土地開発公社	(財)茨城県国際交流協会
鹿島共同再資源化センター(株)	(財)茨城県消防協会
(株)つくば研究支援センター	(財)茨城カウンセリングセンター
(株)ひたちなかテクノセンター	(株)茨城県中央食肉公社
(株)いばらきＩＴ人材開発センター	(株)いばらき森林サービス
つくば国際貨物ターミナル(株)	(財)茨城県企業公社
(財)茨城県勤労者育英基金	(財)茨城県体育協会
(財)茨城県教育財団	(財)茨城県防犯協会
(財)茨城県環境保全事業団	(財)茨城県暴力追放推進センター

○行政補完・政策推進（10法人）

(財)茨城県科学技術振興財団	鹿島埠頭(株)
(財)いばらき文化振興財団	(株)茨城ポートオーソリティ
(財)茨城県中小企業振興公社	茨城県信用保証協会
(財)茨城県栽培漁業協会	茨城県農業信用基金協会
鹿島臨海鉄道(株)	茨城県漁業信用基金協会

（参考）

専門委員会の報告書の提言と将来方向が異なる法人

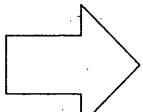
概ね専門委員会の提言に沿った将来方向であるが、以下の法人については、法人の有する固有の事情を斟酌し、報告書の内容と異なる対応を行うこととした。

法人名	将来方向		所管部局の考え方等
	委員会 提言	県の 方針	
(財)いばらき 腎バンク	廃止	自立化・ 民営化	改正臓器移植法の施行により業務量の 増加が見込まれ、当面法人の組織体制の 充実を図ることが必要
(財)茨城県 青少年協会	廃止	事業継続	近年、青少年や若者の支援の重要性が 増加しており、より効果的な推進体制の 整備に向け丁寧な議論を行い結論を出 していくことが必要
(株)つくば研究 支援センター	統合	事業継続	将来的には統合についての検討を行 っていく
(株)ひたちなか テクノセンター		事業継続	当面経営の健全化を目指し、将来的に は統合についての検討を行っていく

#### 4 個別法人の将来方向

##### (1) 廃止する法人

茨城県住宅供給公社			所管課	土木部都市局住宅課			
委員会の意見	将来方向	廃止					
	民間における住宅事業が成熟した現在、公社の役割は終えており、改革工程表に基づく保有土地の処分も困難な見込みである。財政健全化法の将来負担比率算定においても多額の県負担が見込まれていることから、平成25年度までの特例措置である第三セクター等改革推進債の活用により、早期に法人を廃止すべきである。						
対応方針	委員会意見に対する所管部局の考え方	提言を踏まえ、早期の解散を目指し課題の解決を進めていく。					
	<p><b>【対応方針】</b></p> <p>○諸課題の整理・早期解散 特定優良賃貸住宅事業の整理、大町ビルの売却等の諸課題の早期解決を図るとともに、多方面への影響を考慮しつつ、できるだけ早く解散</p>						
	<b>【対応スケジュール】</b>						
項目		22年度	23年度	24年度	25年度以降		
諸課題の整理・早期解散		22年度内ができるだけ早い時期に解散					

財団法人グリーンふるさと振興機構			所管課	企画部地域計画課			
委員会の意見	将来方向	廃止					
	県北地域の振興は、県と市町が連携して取り組むべき課題であるが、合併が進み市町の権能が大きくなつたことから、県との役割分担を念頭に法人のあり方を見直す必要がある。地域振興の主体は市町であるとの基本的な考え方のもと、県北地域の振興方策及び県・市町との関係を再構築のうえ、法人の廃止を検討すべきである。						
対応方針	委員会意見に対する所管部局の考え方	地方分権が進むなかで、目標共有や役割分担を更に徹底し、関係者が一体となって県北地域の活性化に取り組むことができる体制の構築を目指し、県の関与を見直すとともに、法人の廃止を検討する。					
	<p><b>【対応方針】</b></p> <p>○市町中心の体制へ移行するための県関与の見直し 振興機構の運営を市町中心の体制に移行するため、県の人的・財政的支援を段階的に削減し、5年後（平成27年度末）を目途に廃止（中間年で改革効果を検証）</p> <p>○広域的な体制の確立による法人の廃止 平成28年度から振興機構の運営を市町中心に移行するとともに、振興機構とは別の広域的事業等に取組む新たな体制を確立し、振興機構を廃止 県は、市町の取組を支援するとともに、県北地域の振興に寄与する広域的な施策の充実を図っていく</p>						
	<b>【対応スケジュール】</b>						
項目		22年度	23年度	24年度	25年度以降		
市町中心の体制へ移行するための県関与の見直し 27年度末を目途とした県の支援の廃止		 (23年度以降の取組みの詳細について検討)	段階的な削減の実施  (人的・財政的支援を段階的に削減)				
広域的な体制の確立による法人の廃止			広域的な体制を確立し振興機構を廃止  (振興機構とは別の広域的事業等に取組む新たな体制を確立し、振興機構を廃止)				

財団法人霞ヶ浦漁業振興基金協会			所管課	農林水産部漁政課
委員会の意見	将来方向	廃止  基金を取り崩しながら霞ヶ浦漁場環境改善等の事業を実施しているが、常勤役職員が不在であるなど組織体制が未整備であることから、公益法人制度改革を踏まえ、法人の廃止を検討すべきである。		
対応方針	委員会意見に対する所管部局の考え方	提言を踏まえ、廃止（解散）を指導していく。  【対応方針】 ○公益法人制度改革期間内の廃止 新制度への移行期間である平成25年11月末までに廃止（解散）		
	【対応スケジュール】			
	項目	22年度	23年度	24年度
	公益法人制度改革期間内の廃止  (検討事項) ・残余財産の処分方法 ・解散時期		25年11月末までに廃止（解散）	
				→

財団法人那珂川沿岸土地改良基金協会			所管課	農林水産部農地局農地整備課			
委員会の意見	将来方向	廃止  国営土地改良事業の地元負担軽減のため、市町村からの負担金による基金の造成・運用を行っており、国営事業負担金の一括償還後の平成36年に法人を廃止する。					
対応方針	委員会意見に対する所管部局の考え方	国営事業負担金の一括償還後に、法人は廃止する。					
	【対応方針】 ○法人の廃止 国営土地改良事業完了後に地元負担金の一括償還となることから、円滑な一括償還と組織解散に向けた準備の実施						
	【対応スケジュール】						
	項目	22年度	23年度	24年度			
	法人の廃止  ・一括償還に向けた準備  ・組織解散に向けた準備			25年度以降 →  一括償還のための土地改良負担金軽減対策資金を、毎年の積立てと積立金の運用により造成  解散後に残った業務等を引き継ぐこととなる那珂川沿岸土地改良区の体制を強化			

財団法人茨城県勤労者余暇活用事業団			所管課	商工労働部労働政策課	
委員会の意見	将来方向	廃止  余暇活用センター「やみぞ」を大子町へ譲渡することにより役割が終了することから、法人は平成23年3月をもって解散する。			
	委員会意見に対する所管部局の考え方	廃止  【対応方針】 ○法人の廃止 当該事業団の解散が円滑に進むよう適切に指導			
	【対応スケジュール】				
	項目	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	解散に向けた手続	→ 1月末予定			

財団法人茨城県労働者信用基金協会			所管課	商工労働部労働政策課	
委員会の意見	将来方向	廃止  中央労働金庫及び社団法人日本労働者信用基金協会との合意に基づく事業譲渡により役割が終了することから、法人は平成23年3月をもって解散する。			
	委員会意見に対する所管部局の考え方	廃止  【対応方針】 ○法人の廃止 社団法人日本労働者信用基金協会への事業譲渡、法人の解散にあたり円滑な移行が図れるよう適切に指導			
	【対応スケジュール】				
	項目	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	事業譲渡・解散に向けた手続	→ 2月末予定			

(2) 統合する法人

財団法人茨城県農林振興公社	所管課	農林水産部農政企画課		
社団法人茨城県穀物改良協会		農林水産部農産課		
社団法人園芸いばらき振興協会		農林水産部園芸流通課		
委員会の意見	将来方向	統合  農業関係事業の総合的かつ合理的な推進を図るために各関係法人の再編・統合が必要である。三法人の統合については、各法人が実施する個別事業の領域の見直し・精査等を進め、公益法人制度改革への対応と併せて、段階的かつ迅速に実施すべきである。 また、県の人的関与の見直しを着実に進めるべきである。		
対応方針	委員会意見に対する所管部局の考え方	公益法人制度改革に対応した公益法人への移行と併せて、三法人の再編・統合を進めていく。  【対応方針】 ○三法人の再編・統合 平成22年度の公益法人への移行認定申請と併せて、三法人の再編・統合形態や事業内容を精査・検討し、平成25年度中までに三法人の再編・統合を実施 ○県の人的関与の見直し 再編・統合を着実に進める中で、必要最小限の範囲となるよう見直しを検討  【対応スケジュール】		
	項目	22年度 23年度 24年度 25年度以降		
	三法人の再編・統合	公益法人への移行認定申請 → 認定・移行 再編・統合に向けた調整・手続き → 再編・統合		
	県の人的関与の見直し	公益法人への移行と併せて見直しを検討 → 再編・統合の実施と併せて見直しを検討		

茨城県道路公社	所管課	土木部道路建設課		
財団法人茨城県建設技術公社		土木部検査指導課		
委員会の意見	将来方向	統合  道路公社については、収益性の高い2路線の無料化により収益性の低い5路線が残り、経営収支の急速な悪化が危惧される。また、建設技術公社については、組織のスリム化と効率的な運営を図る必要があり、両法人の経営の合理化、安定化のために管理事務の一元化を図るべきである。		
対応方針	委員会意見に対する所管部局の考え方	報告書の提言を踏まえ、管理事務の一元化を進めていく。		
	【対応方針】	○道路公社と建設技術公社との管理事務の一元化（平成23年4月～）		
	【対応スケジュール】			
	項目	22年度 23年度 24年度 25年度以降		
	道路公社と建設技術公社との管理事務の一元化	一元化に向けた調整 → H23.4 一元化		

(3) 自立化・民営化する法人

社団法人茨城県危険物安全協会連合会		所管課	生活環境部消防防災課			
委員会の意見	将来方向	自立化・民営化（県関与の見直し） 石油・ガスなどの危険物を取り扱う事業者団体の上部組織であることから、人的関与を縮減し、自立化を進めるべきである。				
対応方針	委員会意見に対する所管部局の考え方	提言を踏まえ、法人に対する人的関与について検討する。				
【対応方針】 ○人的関与の検討 県からの職員派遣のあり方について、法人の自立性を高める方向で検討						
【対応スケジュール】						
	項目	22年度	23年度	24年度		
県職員派遣のあり方について	派遣のあり方について検討する		検討結果を踏まえ対応する			
		→		→		

社団法人茨城県林業協会		所管課	農林水産部林政課			
委員会の意見	将来方向	自立化・民営化（県関与の見直し） 林業関係団体の連携強化や林業労働力の確保・育成業務の適正な執行を確保しつつ県の人的関与を縮減し、自立性を高めていく必要がある。				
対応方針	委員会意見に対する所管部局の考え方	提言を踏まえ、県の人的関与の縮減を検討していく。				
【対応方針】 ○県の人的関与の縮減 法人の役割を継続させながら、組織の自立化に向けた人材の確保等を検討。 (県派遣職員：平成21年度 1名→将来 0名)						
【対応スケジュール】						
	項目	22年度	23年度	24年度		
県の人的関与の縮減 H21 1名→将来 0名	自立化に向けた人材の確保等を検討		(1名減)	→		
				→		

財団法人つくば都市振興財団		所管課	企画部つくば・ひたちなか整備局つくば地域振興課			
委員会の意見	将来方向	自立化・民営化（県関与の見直し） 法人の運営は、主たる出捐者であるつくば市（出資比率71.1%）の主導により行われていることから、自立化を図るべきである。				
対応方針	委員会意見に対する所管部局の考え方	提言を踏まえ、県関与の見直しを進めていく。  【対応方針】 ○法人の自立化に向けた検討 当該法人に対する県の関与は出捐金の支出のみであり、早急に法人の自立化に向け検討				
	【対応スケジュール】					
	項目	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	法人の自立化に向け、出捐金の取扱いなどについて当法人やつくば市と協議				→ 決算状況や新公益法人移行の状況等を踏まえながら協議	

日立埠頭株式会社		所管課	土木部港湾課			
委員会の意見	将来方向	自立化・民営化（県関与の見直し） 茨城港日立港区における貨物集荷や航路誘致などに深く関わっているが、自立的な経営が行われていることから、株式譲渡などにより県の資本的関与の見直しを行うべきである。				
対応方針	委員会意見に対する所管部局の考え方	茨城港日立港区の適正な管理運営を図るために県が出資した会社である。現在も、貨物集荷や航路誘致を行うなど、日立港区や常陸那珂港区の振興に深く関与していることなどから、これらの状況を踏まえて県の関与の必要性について検討していく。  【対応方針】 ○県関与の見直し 県関与の必要性についての検討				
	【対応スケジュール】					
	項目	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	県関与の必要性についての検討 ・茨城港日立港区の土地利用計画の見直し ・今後の港湾利用への影響の検証 ・公的な団体の扱い 等				→ →	

日立港木材倉庫株式会社		所管課	土木部港湾課		
委員会の意見	将来方向	自立化・民営化（県関与の見直し） 自立的な経営が行われており県出資の必要性が低いことから、株式譲渡に向けた条件整備を行い県の資本的関与の見直しを行うべきである。			
対応方針	委員会意見に対する所管部局の考え方	茨城港日立港区における輸入木材の埠頭利用の調整等を図るために県が出資した会社であるが、現在は事業の中心が倉庫業にシフトしていることなどから、県の資本的関与の見直しに向けた検討を行っていく。  【対応方針】 ○県関与の見直し ・県関与の必要性についての検討 ・株式譲渡に向けての調整  【対応スケジュール】			
	項目	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	県関与の必要性の検討	→			
	株式譲渡に向けての調整		→		

財団法人茨城県看護教育財団		所管課	保健福祉部医療対策課		
委員会の意見	将来方向	自立化・民営化（自立化、将来の民営化） 県西地域における看護師の養成・確保状況等を踏まえながら、運営補助金・人的関与のあり方の見直しや民間移譲を含む自立化に向けた検討を進めるべきである。			
対応方針	委員会意見に対する所管部局の考え方	県西地域の看護師養成は喫緊の課題であり、現時点では県の関与が必要な状況と考えるが、財団の中長期のあり方については、現行運営改善アクションプランの成果等を踏まえて、改めて検討を行う。  【対応方針】 ○財団のあり方検討会の設置 新たな財団のあり方を検討する委員会を設置（平成23年度） ○新たなアクションプランの策定 現行運営改善アクションプラン（平成19～23年度）の成果の検証と、それを踏まえた平成24年度以降の運営改善アクションプランの策定  【対応スケジュール】			
	項目	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	財団のあり方の検討 ・財団の中長期的あり方提示 ・現行アクションプランの評価 ・新アクションプランの策定	運営改善アクションプランの実施 → あり方検討会 →			
	学生定員の確保	入学定員の確保策の強化 →	新アクションプランに基づく 入学定員の確保策の強化 →		
	財政状況の安定・自主財源比率の向上	自主財源率目標H22:67% H23:70% →	自主財源率70%維持 →		

社会福祉法人茨城県社会福祉事業団		所管課	保健福祉部障害福祉課															
委員会の意見	将来方向	自立化・民営化（自立化、将来の民営化）																
	あすなろの郷は、民間事業者の活用を前提とした施設運営を基本に、民間施設では処遇が困難な障害者の受け入れに特化するなど法人が担うべき役割を明確にしたうえで、自立化を図る必要がある。																	
	委員会意見に対する所管部局の考え方	提言を踏まえ、民間では処遇困難な重度の障害者を受け入れるなど民間との役割分担を明確にするとともに、自立した運営に向け経費の削減などの効率化に取り組んでいく。																
対応方針	<p><b>【対応方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○民間との役割分担を踏まえた運営 社会情勢の変化等を踏まえ、平成22年度に中期経営計画（平成19～23年度）の見直しを実施 〔見直し後の計画期間〕 平成19～25年度（2年延長） 〔検討内容〕 団体のあり方・役割、あすなろの郷の運営のあり方</li> <li>○運営の効率化による県費負担の削減 事務部門の合理化等による組織のスリム化や経費の削減などにより、平成23年度末までにあすなろの郷の運営における県費負担を政策的経費の6億円まで削減</li> </ul> <p><b>【対応スケジュール】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民間との役割分担を踏まえた運営 H22:中期経営計画見直し H23～25:計画に基づく運営</td> <td>役割分担等を踏まえた中期経営計画の見直し</td> <td>見直し後の中期経営計画に基づく運営</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>運営の効率化による県費負担の削減 H21:7億74百万円→H23:6億円 (△1億74百万円)</td> <td>あすなろの郷の運営における県費負担の削減</td> <td>6億円</td> <td>県費負担(政策的経費)の見直し</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			項目	22年度	23年度	24年度	25年度以降	民間との役割分担を踏まえた運営 H22:中期経営計画見直し H23～25:計画に基づく運営	役割分担等を踏まえた中期経営計画の見直し	見直し後の中期経営計画に基づく運営			運営の効率化による県費負担の削減 H21:7億74百万円→H23:6億円 (△1億74百万円)	あすなろの郷の運営における県費負担の削減	6億円	県費負担(政策的経費)の見直し	
項目	22年度	23年度	24年度	25年度以降														
民間との役割分担を踏まえた運営 H22:中期経営計画見直し H23～25:計画に基づく運営	役割分担等を踏まえた中期経営計画の見直し	見直し後の中期経営計画に基づく運営																
運営の効率化による県費負担の削減 H21:7億74百万円→H23:6億円 (△1億74百万円)	あすなろの郷の運営における県費負担の削減	6億円	県費負担(政策的経費)の見直し															

財団法人いばらき腎バンク		所管課	保健福祉部薬務課																															
委員会の意見	将来方向	廃止																																
	事業の必要性は認められるが、常勤役職員が不在など主体的な組織運営に課題があることから、事業の県直営化や類似団体への業務移管などによる事業の継続により、法人の廃止を検討すべきである。																																	
	委員会意見に対する所管部局の考え方	改正臓器移植法の全面施行（平成22年7月）により業務量の増加が予想されることから、当面は法人の組織体制の充実を図る。 また、将来的には社会状況等を踏まえ、法人のあり方について再検討する。																																
対応方針	<p><b>【対応方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○法人組織の脆弱性への対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局運営を業務委託から財団自体の運営に変更（平成22年度）</li> <li>・賛助会費及び寄付金等を確保し事業活動を拡充</li> </ul> </li> <li>○法人のあり方について再検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>臓器移植を取り巻く社会状況や法人組織の現状を評価し類似団体への統合等を含めて検討（平成24年度 公益法人制度改革への対応含む）</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【対応スケジュール】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歳入増対策の実施</td> <td>賛助会員60団体、寄付金60団体</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務局運営方法の変更</td> <td>財団自体による運営</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業活動の拡充</td> <td>臓器移植コーディネート事業実施、腎不全対策事業強化</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>常勤役員（1名）設置の検討</td> <td>財政基盤状況確認後、設置検討</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法人のあり方再検討</td> <td></td> <td></td> <td>財団の現状等を評価し再検討</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				項目	22年度	23年度	24年度	25年度以降	歳入増対策の実施	賛助会員60団体、寄付金60団体				事務局運営方法の変更	財団自体による運営				事業活動の拡充	臓器移植コーディネート事業実施、腎不全対策事業強化				常勤役員（1名）設置の検討	財政基盤状況確認後、設置検討				法人のあり方再検討			財団の現状等を評価し再検討	
項目	22年度	23年度	24年度	25年度以降																														
歳入増対策の実施	賛助会員60団体、寄付金60団体																																	
事務局運営方法の変更	財団自体による運営																																	
事業活動の拡充	臓器移植コーディネート事業実施、腎不全対策事業強化																																	
常勤役員（1名）設置の検討	財政基盤状況確認後、設置検討																																	
法人のあり方再検討			財団の現状等を評価し再検討																															

	財団法人茨城県建設技術管理センター	所管課	土木部検査指導課		
委員会の意見	将来方向	自立化・民営化（自立化、将来の民営化）			
		試験調査事業、研修事業など公益事業の比率が低いことから、県の人的関与等を縮減し自立化を図るべきである。			
対応方針	委員会意見に対する所管部局の考え方	提言を踏まえ、県の人的関与の縮減に努め、将来はプロパー職員による運営が行えるように努める。			
	<b>【対応方針】</b> ○県派遣職員の縮減 県や市町村の補完業務の実施のため、法人の運営に県の人的関与を一部残しながらも、プロパー職員の育成に努め、可能な限り県派遣職員を縮減				
	<b>【対応スケジュール】</b>				
	項目	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	県派遣職員の削減 H21 5名→H22 3名	(2名減)	削減の検討・実施		→

	筑波都市整備株式会社	所管課	企画部つくば・ひたちなか整備局つくば地域振興課		
委員会の意見	将来方向	自立化・民営化（自立化、将来の民営化）			
		つくば地域の振興を担ってきたが、商業施設の整備状況等を見据え、主たる出資者である（独）都市再生機構と十分に協議しながら、将来に向けては県関与を縮小しつつ民営化を検討すべきである。			
対応方針	委員会意見に対する所管部局の考え方	提言を踏まえ、将来的には県関与を縮小しつつ、民営化を検討していく。			
	<b>【対応方針】</b> ○法人の民営化に向けた検討 つくば地域の動向を踏まえつつ、主たる出資者である（独）都市再生機構等と十分に協議しながら、将来的な民営化も視野に、法人の今後のあり方を検討				
	<b>【対応スケジュール】</b>				
	項目	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	当法人の将来方向性について（独）都市再生機構等と協議				→
		決算状況やつくば地域のまちづくりの状況等を踏まえながら協議			

一般財団法人茨城県住宅管理センター (財団法人茨城住宅管理協会)		所管課	土木部都市局住宅課
委員会の意見	将来方向 県営住宅、都市再生機構住宅などの住宅管理業務は民間で実施可能であり県関与の必要性も薄いことから、県の人的関与を廃止し自立化を図るべきである。 また、県営住宅の管理業務を行っている水戸管理センターの分離・独立について早急に取り組むべきである。		
対応方針	委員会意見に対する所管部局の考え方  【対応方針】 ○ (財) 茨城住宅管理協会水戸住宅管理センターの分離独立 平成22年4月1日に一般財団法人茨城県住宅管理センターを設立し、県営住宅管理を担当する水戸住宅管理センターの組織及び業務を引き継ぎ ○ (財) 茨城住宅管理協会への出資及び人的関与の廃止 平成22年3月に協会が県に出捐金相当額(200万円)を寄附。また、県職員の派遣を廃止  【対応スケジュール】	住宅管理協会の他に県営住宅事業の目的を理解し、かつ管理のノウハウを持った民間事業者はいないのが現状である。しかし、将来的には当法人と同等以上の民間業者が現れた場合は県の関与は不要になるものと考える。なお、市町村営住宅の管理事業等についても受託し、自立化できるよう指導していく。	22年度 23年度 24年度 25年度以降
水戸住宅管理センターの分離独立		一般財団法人茨城県住宅管理センター設立 (H22. 4. 1)	

※委員会の意見は、(財)茨城住宅管理協会に対する意見。

(4) 事業を継続する法人

鹿島都市開発株式会社		所管課	企画部事業推進課																																																																							
委員会意見	将来方向	事業継続（経営改善・県関与の縮小）																																																																								
	約62億円の債務超過状態にあり、経営改善計画等に基づく経営改革に努めている。県は無利子貸付を行っていることもあり、経営健全化に向けた県の関与はやむを得ない。																																																																									
	将来的には、民営化に向けたあり方についての検討が必要である。																																																																									
委員会意見に対する所管部局の考え方		提言を踏まえ、引き続き会社が経営健全化を図れるよう指導・支援していくとともに、自律的な経営を推進できるよう検討していく。																																																																								
<b>【対応方針】</b> ○経営健全化に対する支援 会社の資金収支の支障とならないよう県貸付金の償還計画を平準化（平成22年度から） ○自律的な経営の推進 県の人的支援の縮小及び新たな株主の参画など地域企業等との連携を推進																																																																										
<b>【対応スケジュール】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経営健全化に対する支援</td> <td colspan="4">県貸付金償還計画を平準化</td></tr> <tr> <td>  借入金額 115億円</td> <td colspan="4">→</td></tr> <tr> <td>  借入時期 H9～13</td> <td colspan="4">償還期間の延長:H14～50(新館耐用年数)</td></tr> <tr> <td>  借入利率 無利子</td> <td colspan="4">償還額の平準化:H22～28 246百万円(440百万円)</td></tr> <tr> <td>  現償還期間 H14～48</td> <td colspan="4">H29 343百万円(440百万円) H30～50 380百万円</td></tr> <tr> <td></td> <td colspan="4">※( )は民間都市開発推進機構返済分を含む (H22～28:194百万円, H29:97百万円)</td></tr> <tr> <td>自律的な経営の推進</td> <td colspan="4">人的支援の縮小や地域企業等との連携などを推進</td></tr> <tr> <td>  ・人的支援の状況(H21現在)</td> <td colspan="4">→</td></tr> <tr> <td>    非常勤取締役 3名</td> <td colspan="4">(駐在1名減)</td></tr> <tr> <td>    県職員駐在 1名</td> <td colspan="4">(非常勤取締役の縮減を検討)</td></tr> <tr> <td>  ・出資者数の状況(H21現在)</td> <td colspan="4">・人材活用や新たな株主の参画を検討</td></tr> <tr> <td>    公共団体 3団体</td> <td colspan="4"></td></tr> <tr> <td>    民間企業 52社</td> <td colspan="4"></td></tr> </tbody> </table>					項目	22年度	23年度	24年度	25年度以降	経営健全化に対する支援	県貸付金償還計画を平準化				借入金額 115億円	→				借入時期 H9～13	償還期間の延長:H14～50(新館耐用年数)				借入利率 無利子	償還額の平準化:H22～28 246百万円(440百万円)				現償還期間 H14～48	H29 343百万円(440百万円) H30～50 380百万円					※( )は民間都市開発推進機構返済分を含む (H22～28:194百万円, H29:97百万円)				自律的な経営の推進	人的支援の縮小や地域企業等との連携などを推進				・人的支援の状況(H21現在)	→				非常勤取締役 3名	(駐在1名減)				県職員駐在 1名	(非常勤取締役の縮減を検討)				・出資者数の状況(H21現在)	・人材活用や新たな株主の参画を検討				公共団体 3団体					民間企業 52社				
項目	22年度	23年度	24年度	25年度以降																																																																						
経営健全化に対する支援	県貸付金償還計画を平準化																																																																									
借入金額 115億円	→																																																																									
借入時期 H9～13	償還期間の延長:H14～50(新館耐用年数)																																																																									
借入利率 無利子	償還額の平準化:H22～28 246百万円(440百万円)																																																																									
現償還期間 H14～48	H29 343百万円(440百万円) H30～50 380百万円																																																																									
	※( )は民間都市開発推進機構返済分を含む (H22～28:194百万円, H29:97百万円)																																																																									
自律的な経営の推進	人的支援の縮小や地域企業等との連携などを推進																																																																									
・人的支援の状況(H21現在)	→																																																																									
非常勤取締役 3名	(駐在1名減)																																																																									
県職員駐在 1名	(非常勤取締役の縮減を検討)																																																																									
・出資者数の状況(H21現在)	・人材活用や新たな株主の参画を検討																																																																									
公共団体 3団体																																																																										
民間企業 52社																																																																										

財団法人茨城県開発公社		所管課	企画部事業推進課			
委員会の意見	将来方向	事業継続（経営改善・県関与の縮小）				
		県は、開発公社の借入金に対し損失補償をしており平成21年度に県の支援を開始したことから、当面県関与はやむを得ない。事業領域を見直して県の公共工業団地受託事業に特化するとともに、最小限の組織による事業遂行が必要である。 将来的には、廃止に向けたあり方についての検討が必要である。				
<b>【対応方針】</b>						
<p>○事業の縮減 県からの受託事業を中心に採算性の高い事業のみに限定</p> <p>○組織のあり方 県からの支援策実施後の平成31年度から（10年後）自助努力により黒字化し存続できる体制を目指す。 公社債務の処理に関する方向性や、公共工業団地造成事業の継続に係る諸課題等が解決できる状況となれば、存廃も含めて検討</p> <p>○損失補償限度額 支援策の進捗に併せて毎年度見直しを図り、出来る限り削減</p>						
<b>【対応スケジュール】</b>						
対応方針	項目	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	事業の縮減	(鵜の岬) 施設あり方検討 ↔ 次期指定管理				
		(いこいの村潤沼) 毎年度黒字化・存廃も含めた抜本的見直と譲渡先探し（～H25年度） ↔				
		(ワープステーション江戸) 貸与継続（H22～）、譲渡検討 ↔				
組織のあり方	(公社ビル)	テナント探しの強化（～H25年度） ↔			25年度 売却等も含む経営の見直し ↔	
		(空港ターミナルビル) 民間等への譲渡も含めた経営のあり方の検討 ↔				
	総務課・企画課の統合	新公益法人へ移行 事務局体制へ移行 ↔			H31年度～必要最小限の組織として自立化 ↔	
損失補償限度額		支援策の進捗に併せて毎年度見直しを図り、出来る限り削減 ↔				

茨城県土地開発公社		所管課	土木部都市局都市計画課 企画部つくば・ひたちなか整備局つくば地域振興課						
委員会の意見	将来方向	事業継続（経営改善・県関与の縮小）  約53億円の債務超過状態にあり、平成27年度まで県支援の遂行中であるため、当面、県の関与はやむを得ない。 将来的には、廃止に向けたあり方についての検討が必要である。							
委員会意見に対する所管部局の考え方		公社による先行取得は事業を厳選して実施する。また、保有土地の早期売却等を図り、必要な県の支援を検討する。							
【対応方針】		<p>○保有土地の早期売却等及び先行取得事業の推進 ・ひたちなか地区等の保有土地については、損失を最小限に抑えるため早期売却等を推進 ・先行取得については、真に緊急性、必要性のある事業を厳選して実施 ・法人の将来のあり方に向けての検討</p> <p>○経営支援 地価下落により保有土地に含み損が生じており、財務状況を明らかにするため低価法を適用し、必要な県の支援を検討</p>							
対応方針	【対応スケジュール】								
	項目	22年度	23年度	24年度	25年度以降				
	保有土地の早期売却等 ・ひたちなか地区 (27.8ha) ・土浦市瀧田地区 (1.3ha) ・代替地 (17.3ha)			売却等の推進 (12.8ha) → (12.4ha) → (21.2ha)					
	先行取得事業の推進					緊急性、必要性のある事業を厳選して実施			
	地価下落に伴う損失について県の支援の検討	平成21年度 決算から適用				県の支援を検討			
	将来に向けての検討			法人の将来のあり方を検討					

鹿島共同再資源化センター株式会社			所管課	生活環境部廃棄物対策課	
委員会の意見	将来方向	事業継続（経営改善・県関与の縮小）  一般廃棄物、産業廃棄物の受入量が少なく、現在の経営状況は非常に厳しいことから、当面の県の資本的関与はやむを得ない（人的・財政的関与なし）。 将来的には、あり方についての検討が必要である。			
	委員会意見に対する所管部局の考え方	提言を踏まえ、経営改善を進めていくとともに、将来のあり方について検討していく。			
対応方針	<p><b>【対応方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○経営改善策の実施 平成20年度に取りまとめた新規需要開拓、処理料金の改定及び運転経費の節減等の経営改善策を着実に実施</li> <li>○将来のあり方の検討 現設備の更新時期を勘案し、県関与のあり方を検討</li> </ul>				
	<b>【対応スケジュール】</b>				
	項目	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	経営改善策の実施 新規受託量の拡大、処理料金の改定及び経費削減	安定的な単年度黒字化の達成 (新規受託量の拡大、処理料金の改定) (経費をH20年度比で3%削減)			
	将来のあり方の検討 現設備の更新時期であるH29年度を目処に検討	主要株主等からなる検討委員会で検討			

株式会社つくば研究支援センター			所管課	商工労働部産業政策課	
委員会の意見	将来方向	統合  (株)つくば研究支援センターは民活法※1により、(株)ひたちなかテクノセンターは頭脳立地法※2により、それぞれの事業を推進するために設立された法人であるが、両者とも類似の業務を行っている。当面県関与は必要であるが、一層の経営合理化の観点から、将来的には統合を検討すべきである。			
	<p>※1 民活法：民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法 ※2 頭脳立地法：地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律</p>				
対応方針	委員会意見に対する所管部局の考え方	将来的には統合について検討を行っていきたい。			
	<p><b>【対応方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○将来における統合についての検討 両法人は存立基盤が異なることから、出資者の意向を踏まえて将来的には統合を検討 (存立基盤) <ul style="list-style-type: none"> <li>・㈱つくば研究支援センターの出資者は、大学、試験研究機関等の筑波研究学園都市の持つポテンシャルに着目した企業群で構成されている。</li> <li>・㈱ひたちなかテクノセンターの出資者は、県北臨海地域における電気、機械産業等の集積に着目した企業や地域の発展に期待した地元市町村等で構成されている。</li> </ul> </li> </ul>				
	<b>【対応スケジュール】</b>				
	項目	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	将来における統合についての検討				

株式会社ひたちなかテクノセンター			所管課	商工労働部産業政策課															
委員会の意見	将来方向	統合	<p>(株)つくば研究支援センターは民活法※1により、(株)ひたちなかテクノセンターは頭脳立地法※2により、それぞれの事業を推進するために設立された法人であるが、両者とも類似の業務を行っている。当面県関与は必要であるが、一層の経営合理化の観点から、将来的には統合を検討すべきである。</p> <p>※1 民活法：民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法      ※2 頭脳立地法：地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律</p>																
委員会意見に対する所管部局の考え方		将来的には統合について検討を行っていきたい。																	
<b>【対応方針】</b> ○将来における統合についての検討 両法人は存立基盤が異なることから、出資者の意向を踏まえて将来的には統合を検討 ○財務の健全性の向上 財務の健全性向上を図るため、国等と協議を行い、減資を実施 (存立基盤) ・㈱つくば研究支援センターの出資者は、大学、試験研究機関等の筑波研究学園都市の持つポートフォリオに着目した企業群で構成されている。 ・㈱ひたちなかテクノセンターの出資者は、県北臨海地域における電気、機械産業等の集積に着目した企業や地域の発展に期待した地元市町村等で構成されている。																			
<b>【対応スケジュール】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>将来における統合についての検討</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>減資の実施等</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		項目			22年度	23年度	24年度	25年度以降	将来における統合についての検討				→	減資の実施等	→				
項目	22年度	23年度	24年度	25年度以降															
将来における統合についての検討				→															
減資の実施等	→																		

株式会社いばらきＩＴ人材開発センター			所管課	商工労働部産業技術課																									
委員会の意見	将来方向	事業継続（経営改善・県関与の縮小）	<p>地域の中小企業に対するＩＴ人材の育成支援を行っているが、累積損失があることから当面の県の資本的関与はやむを得ない。</p> <p>将来的には、あり方についての検討が必要である。</p>																										
委員会意見に対する所管部局の考え方		提言を踏まえ、経営改善や県関与の縮小を図る。																											
<b>【対応方針】</b> ○経営改善 主たる株主である（独）情報処理推進機構や地元古河市とともに、経営状況の改善に向けて指導（平成21年度以降：単年度黒字を継続） ○県関与の縮小 累積損失の縮減に努めるとともに、県関与のあり方について（独）情報処理推進機構や地元古河市などと協議を進めていく																													
<b>【対応スケジュール】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経営改善</td> <td colspan="4">厳密な損益分岐点の管理などによる経営体質の強化</td> </tr> <tr> <td>H21年度以降単年度黒字を継続</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>県関与の縮小</td> <td colspan="4">古河市や（独）情報処理推進機構との協議を実施</td> </tr> <tr> <td>意見交換を定期的に実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>		項目			22年度	23年度	24年度	25年度以降	経営改善	厳密な損益分岐点の管理などによる経営体質の強化				H21年度以降単年度黒字を継続				→	県関与の縮小	古河市や（独）情報処理推進機構との協議を実施				意見交換を定期的に実施				→	
項目	22年度	23年度	24年度	25年度以降																									
経営改善	厳密な損益分岐点の管理などによる経営体質の強化																												
H21年度以降単年度黒字を継続				→																									
県関与の縮小	古河市や（独）情報処理推進機構との協議を実施																												
意見交換を定期的に実施				→																									

	つくば国際貨物ターミナル株式会社	所管課	商工労働部中小企業課		
委員会の意見	将来方向 事業継続（経営改善・県関与の縮小）  世界的金融不況から国際物流量が減少し、平成20年度決算で累積損失を計上した状況にあることから、当面の県の関与はやむを得ない。 将来的には、あり方についての検討が必要である。				
	委員会意見に対する所管部局の考え方	提言を踏まえ、経営改善や事業の見直し等に努めていく。			
対応方針	<b>【対応方針】</b> ○経営の改善 経費削減と新規顧客の開拓、既存顧客からの受注確保・拡大により収支を改善 ○事業の見直し 市場ニーズに応じた新たな事業展開への取組や、景気動向、外部環境の変化を踏まえた法人の役割の検証等を実施				
	<b>【対応スケジュール】</b>				
	項目	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	経営の改善	人件費等の経費削減と収入確保による経営改善			→
	事業の見直し	新規事業への取組と法人の役割の検証			→

	財団法人茨城県勤労者育英基金	所管課	商工労働部労働政策課		
委員会の意見	将来方向 事業継続（経営改善・県関与の縮小）  中央労働金庫など関係団体と将来的なあり方について、引き続き検討を進めるべきである。				
	委員会意見に対する所管部局の考え方	今後の組織のあり方について、引き続き関係団体と検討を行っていく。			
対応方針	<b>【対応方針】</b> ○組織のあり方の検討 組織のあり方について、引き続き中央労働金庫など関係団体と検討を行い早急に方向性を決定				
	<b>【対応スケジュール】</b>				
	項目	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	組織のあり方検討	→			
	債券運用の見直し	→			

財団法人茨城県教育財団			所管課	教育庁総務課
委員会の意見	将来方向	事業継続（経営改善・県関与の縮小）		
		県派遣職員が多いことから、大きなウエイトを占める指定管理施設への民間参入の促進、埋蔵文化財発掘調査事業の民間活用などにより組織のスリム化を図り、県派遣職員のさらなる削減を進める必要がある。 将来に向けては、歴史館の運営及び埋蔵文化財発掘調査事業について県が運営主体となることの可否についての再検証を行うとともに、法人の存廃を含めたあり方を検討すべきである。		
	委員会意見に対する所管部局の考え方	提言を踏まえ、県派遣職員の削減を進めていく。将来に向けては、法人のあり方を検討する。		
対応方針	【対応方針】	○県派遣職員の削減 県職員OBを積極的に活用することなどにより、計画的に派遣職員を削減 (派遣職員：平成21年度 107名 → 平成27年度目途 67名)		
	○将来に向けての検討	・歴史館の運営及び埋蔵文化財発掘調査事業について、県が運営主体となることの可否について検討 ・また、指定管理施設における民間参入状況等も踏まえ、法人のあり方を検討		
	【対応スケジュール】			
	項目	22年度	23年度	24年度
	県派遣職員の削減 H21 : 107名 →H27目途 : 67名	計画的な削減の実施 (4名減)	(H22を基点とし、H27を目途に さらに派遣職員36名を削減)	25年度以降
	将来に向けての検討	(・次期指定管理者の選定 ・埋文事業における民間事業者活用)	(法人のあり方検討)	(見直しに基づく運営開始)

財団法人茨城県環境保全事業団			所管課	生活環境部廃棄物対策課
委員会の意見	将来方向	事業継続（経営改善・県関与の縮小）		
		平成17年度に公共処分場「エコフロンティアかさま」を開業したが、廃棄物受入量が計画を下回っている。県が貸付を行っていることから、経営健全化に向けた当面の県の関与はやむを得ない。		
	委員会意見に対する所管部局の考え方	提言を踏まえ、廃棄物受入量の増大に努め、経営健全化を進めいく。		
対応方針	【対応方針】	○経営改善策の実施 ・自立的経営及び安定的資金繰りによる経営の健全化のため、平成22年度中に金融機関からの長期借入金を調達 ・廃棄物受入量の増大を図るための営業体制の強化など各種営業方策を実施		
	【対応スケジュール】			
	項目	22年度	23年度	24年度
	長期借入金の調達 県短期借入から金融機関の長期借入に切り替え	長期借入金の調達		25年度以降
	廃棄物受入量増大策の実施 営業体制の強化、新規取引事業者の開拓及び受入対象範囲の拡大	年間売上高 24.7 億円以上を確保		

株式会社茨城放送			所管課	知事直轄広報広聴課
委員会の意見	将来方向	事業継続（経営改善・県関与の縮小） 県政情報の発信や災害情報等の迅速な伝達などといった公共的役割の維持の観点から、当面の県の関与はやむを得ない。		
対応方針	委員会意見に対する所管部局の考え方	提言を踏まえ、当面の間県が関与するが、今後における経営改善の状況を見極めながら段階的に県の関与を縮小する。		
	【対応方針】			
	○経営改善の推進等	<ul style="list-style-type: none"> <li>早期に経営改善が図られるよう、管理・指導を強化</li> <li>情報通信環境の変化を踏まえ、茨城放送の公共的役割の再評価を行う第三者委員会等を設置し、県の関与のあり方を見直す</li> </ul>		
	【対応スケジュール】			
	項目	22年度	23年度	24年度
	経営改善の推進等	<p>経営改善指導の実施            (第三者委員会設置)            (経営改善策検討)</p> <p>→            (経営改善策実施)            (単年度黒字化の実現)</p>		

財団法人茨城県青少年協会			所管課	知事直轄女性青少年課
委員会の意見	将来方向	廃止		
	事業収入の大部分が民間企業が参入できる青少年会館の運営に係る指定管理業務（平成21～25年度）であることから、青少年育成事業のより効果的な推進方法を検討するとともに、指定管理期間が終了する平成25年度を目途に法人の廃止を検討すべきである。			
対応方針	委員会意見に対する所管部局の考え方	近年、青少年や若者への支援の重要性が増しており、青少年育成事業等の必要性がますます大きくなっていることから、より効果的な推進体制の整備に向け、丁寧に議論を行い結論を出していく。		
	【対応方針】			
	○青少年育成事業等の推進体制の整備に向けた検討	青少年の健全育成及び若者の活動の支援に総合的かつ一体的に取り組むため、今後の青少年育成事業等のあり方や、青少年育成団体等との関係を検討する中で、法人の位置付けやあり方を検討		
	【対応スケジュール】			
	項目	22年度	23年度	24年度
	今後の法人のあり方に関する検討	青少年育成事業等の推進体制の方向性等に関する検討 法人の位置付け、あり方に関する検討		
		→	→	→

財団法人茨城県国際交流協会		所管課	生活環境部国際課						
委員会の意見	将来方向	事業継続（経営改善・県関与の縮小） 国際交流活動を担う市町村、民間団体等の育成・連携を担っており、当面の県の関与はやむを得ない。 なお、上海事務所については、今後のあり方も含めて見直しの検討が必要である。							
	委員会意見に対する所管部局の考え方	提言を踏まえ、上海事務所のあり方について検討していく。							
	<b>【対応方針】</b> ○上海事務所のあり方を検討 中国への販路拡大等を検討する企業へのきめ細やかな支援を行うための事務所の役割を検討								
<b>【対応スケジュール】</b>									
対応方針	項目	22年度	23年度	24年度					
	事務所の役割の検討	企業ニーズ調査 → 庁内関係課ヒアリング → ニーズにあわせた事務所の役割を検討 →		25年度以降					
<b>検討結果に基づき、事業実施</b>									

財団法人茨城県消防協会		所管課	生活環境部消防防災課						
委員会の意見	将来方向	事業継続（経営改善・県関与の縮小） 消防職員・団員の福利厚生、消防防災体制の強化や消防思想の普及等行政と密接な関係にあるが、広域消防再編の動きにあわせ、市町村との連携などにより県関与を縮小すべきである。							
	委員会意見に対する所管部局の考え方	提言を踏まえ、法人に対する県関与のあり方について検討する。							
	<b>【対応方針】</b> ○県関与のあり方の検討 消防の広域再編（平成24年度末予定）の進捗状況を確認しながら、県補助金及び市町村負担金の負担割合など、県、市町村及び法人の三者間での役割分担を整理、検討								
<b>【対応スケジュール】</b>									
対応方針	項目	22年度	23年度	24年度					
	消防広域再編協議の進捗状況の確認 広域再編後的人的・財務的関与見直し協議 (消防広域再編進捗状況)			25年度以降					
(市町村による協議) 24年度末： 広域再編実現目標時期									

財団法人茨城カウンセリングセンター			所管課	商工労働部労働政策課			
委員会の意見	将来方向	事業継続（経営改善・県関与の縮小） 勤労者の心の健康対策に貢献しており、補助金削減の検討を行うなど県関与を縮小する必要がある。					
	委員会意見に対する所管部局の考え方	提言を踏まえ、財務基盤の安定強化に努めていく中で、補助金の削減など県関与の縮小について検討を行う。					
対応方針	<b>【対応方針】</b> ○財務基盤の安定強化 新規立地企業等に対し積極的なPRを行い会費収入や事業収入の増加を図るなど、財務基盤の安定強化に努め、決算の状況等を勘案しながら補助金削減を検討						
	<b>【対応スケジュール】</b>						
	項目	22年度	23年度	24年度			
	新規立地企業等に対するPR	ダイレクトメールや県経営者協会主催の講演会等でPR					
	補助金削減の検討						

株式会社茨城県中央食肉公社			所管課	農林水産部畜産課			
委員会の意見	将来方向	事業継続（経営改善・県関与の縮小） 卸売市場を併設した県内唯一のと畜場として、食肉の価格形成に大きな影響を与えるなど民間事業者の主導的役割を果たしているが、累積損失の解消に向けて県の関与はやむを得ない。					
	委員会意見に対する所管部局の考え方	提言を踏まえ、今後も累積損失の解消に向けて経営改善指導等を継続していく。					
対応方針	<b>【対応方針】</b> ○経営改善の推進 ・と畜頭数、常陸牛取扱頭数の増大等による売上拡大 ・資材費等抑制による経費の削減 ・老朽化した施設等の計画的整備						
	<b>【対応スケジュール】</b>						
	項目	22年度	23年度	24年度			
	経営改善の推進	と畜頭数の増大による売上げ拡大 (381,000頭) (390,000頭) (396,000頭) (399,000頭)					
		職員のコスト意識の徹底等による経費の削減					
		老朽化した施設等の計画的整備					
		汚水処理施設硝化槽設備等更新	冷凍庫棟防水工事・冷凍機更新工事等				

株式会社いばらき森林サービス		所管課	農林水産部林政課		
委員会の意見	将来方向 森林湖沼環境税（平成20年度から5年間）の導入等により間伐等の森林整備の事業量が増加していることから、当面の県の関与はやむを得ない。				
対応方針	委員会意見に対する所管部局の考え方  【対応方針】 ○森林整備の推進 森林湖沼環境税を活用した間伐等の森林整備業務の受注拡大 (森林整備面積：平成20年度 年間195ha→平成21～23年度 年間290ha)	提言を踏まえ、森林整備の推進を図るよう指導していく。			
	【対応スケジュール】				
	項目 森林整備の推進 H20 年間195ha →H21～23 年間290ha	22年度 森林整備の実施 (290ha)	23年度 (290ha)	24年度 計画の見直し 24年度以降の計画は、22・23年度の経営状況を踏まえ24年度すみやかに策定予定	25年度以降

財団法人茨城県企業公社		所管課	企業局総務課		
委員会の意見	将来方向 県企業局の浄水場 11箇所の運転管理業務を企業局から随意契約により受託しているが、運転管理業務の民間開放に向けた環境整備等について企業局と法人との関係を見直す必要がある。	事業継続（経営改善・県関与の縮小）			
対応方針	委員会意見に対する所管部局の考え方  【対応方針】 ○より強固な経営体制の確立 ・各種資格の計画的取得による技術力向上 ・手当の見直しによる経費削減（平成22年度 年間△約22,000千円）	長期にわたり蓄積した優れた運転管理技術により、悪化の進む霞ヶ浦などの難しい水処理を的確に行うとともに、安全・安心・安定した水道用水等の供給により、市町村等利用者から高い信頼を得ている。 今後とも一層の技術の向上、業務の効率化など機能強化を図るとともに、早期に公益財団法人への移行申請を進めていく。			
	【対応スケジュール】				
	項目 より強固な経営体制確立 ・技術力向上（資格取得） 水道施設管理技士2級 第1種電気工事士 エネルギー管理員（電気） 産業廃棄物中間処理施設技術管理士 ・手当の見直し	22年度 各種資格の計画的取得 (3名) (2名) (2名) (2名) 施設管理手当廃止による経費削減（約22,000千円減）	23年度 (3名) (2名) (2名) (2名) (2名)	24年度 (2名) (2名) (2名) (2名) (2名)	25年度以降 (2名) (2名) (2名) (2名)

財団法人茨城県体育協会			所管課	教育庁保健体育課	
委員会の意見	将来方向	事業継続（経営改善・県関与の縮小）			
	各種講習会開催などを通して県民の体力向上、競技力向上を担う法人として県関与の必要性は認められるが、県派遣職員が多く財政的関与も大きいことから、事業の見直し、組織のスリム化により、県派遣職員の削減及び効率的な事業運営を図るべきである。				
	委員会意見に対する所管部局の考え方	提言を踏まえ、県派遣職員の削減や効率的な事業運営を進めていく。			
対応方針	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○県派遣職員の削減 業務量等を勘案しつつ、派遣職員の計画的な削減の実施 (派遣職員：平成21年度 24名 → 平成27年度目途 18名)</li> <li>○効率的な事業運営 事業の見直しやコスト意識の醸成により、経費削減</li> </ul>				
	【対応スケジュール】				
	項目	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	県派遣職員の削減 H21 24名→H27 18名	計 (1名減)	画的的な縮減の実施 (H22を基点とし、H27を目途にさらに派遣職員5名を削減)		
	効率的な事業運営	経費	削減		

財団法人茨城県防犯協会			所管課	県警本部生活安全部生活安全総務課	
委員会の意見	将来方向	事業継続（経営改善・県関与の縮小）			
	防犯思想の普及促進、防犯ボランティアの育成などの公共的役割維持の観点から、一定の県の関与はやむを得ない。				
	委員会意見に対する所管部局の考え方	提言を踏まえ、財政基盤の安定化に向けた取組について指導していく。			
対応方針	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○財政基盤の安定化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理費（人件費を除く）の削減 (平成20年度管理費1,138千円を基準に3年間で5%削減)</li> <li>・賛助会員の拡大 (平成20年度末を基準に3年間で新規賛助会員100口を獲得)</li> </ul> </li> </ul>				
	【対応スケジュール】				
	項目	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	管理費（人件費を除く）の削減	計画的な削減の実施			
	賛助会員の拡大	計画的な新規会員の獲得			

	財団法人茨城県暴力追放推進センター	所管課	警察本部刑事部組織犯罪対策課	
委員会の意見	将来方向 「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」に基づき、暴力団に関する相談や組織への不当要求に対応する研修など専門性・特殊性を有する事業を行っており、一定の県の関与はやむを得ない。			
	委員会意見に対する所管部局の考え方	提言を踏まえ、財政基盤の安定化に向けた取組、組織体制の強化について指導していく。		
【対応方針】				
○財政基盤の安定化 管理費（人件費を除く）の削減 (平成20年度管理費2,091千円を基準に3年間で5%削減)				
○組織体制の強化 専務理事が兼務している事務局長職について、事務局体制の見直しを行い、新たに事務局長を採用するなど組織体制を強化				
【対応スケジュール】				
項目	22年度	23年度	24年度	25年度以降
管理費（人件費を除く）の削減	計画的な削減の実施			
組織体制の強化 事務局長及び臨時職員（1名）の採用				

	財団法人茨城県科学技術振興財団	所管課	企画部科学技術振興課	
委員会の意見	将来方向 つくば賞や江崎玲於奈賞などの顕彰事業や科学技術交流支援事業等を通じ、本県に集積する科学技術を活かした地域振興に寄与しているが、県職員兼務といった組織のあり方を見直す必要がある。			
	委員会意見に対する所管部局の考え方	本県の科学技術振興施策、特に人材育成や社会づくりの点で大きく貢献しております、引き続き、財政的・人的支援を行っていく。 県職員兼務といった組織のあり方については、提言を踏まえ、(財)茨城県科学技術振興財団新法人移行検討委員会で検討していく。		
【対応方針】				
○新法人移行検討委員会の指導 公益法人制度改革の施行に伴い、今後の法人のあり方を十分に検討し、新たな法人への移行を円滑に行えるよう指導				
【対応スケジュール】				
項目	22年度	23年度	24年度	25年度以降
新法人移行検討委員会の指導	→ 基本方針の決定		新たな法人への移行手続き 25年11月までに移行予定	

財団法人いばらき文化振興財団			所管課	生活環境部生活文化課	
委員会の意見	将来方向	事業継続（行政補完・政策推進） 文化芸術に関する情報や技術的なノウハウを有するなど県行政の補完的役割や県の文化施設運営の中心的役割を担っている。			
対応方針	委員会意見に対する所管部局の考え方	提言を踏まえ、今後も県行政の補完的役割や県の文化施設運営の中心的役割を担わせる。			
	<b>【対応方針】</b> ○県文化行政の補完的役割と文化施設運営 ・芸術文化に接する機会の提供及び文化芸術活動への助成等による文化芸術振興策の実施 ・文化施設の効率的な管理運営				
	<b>【対応スケジュール】</b>				
	項目	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	県文化行政の補完的役割と文化施設運営	文化芸術振興策の実施、文化施設の効率的な管理運営			

財団法人茨城県中小企業振興公社			所管課	商工労働部産業政策課	
委員会の意見	将来方向	事業継続（行政補完・政策推進） 中小企業支援法等に基づく中小企業の各種支援事業の実施により県行政の補完的役割を担っている。			
対応方針	委員会意見に対する所管部局の考え方	本県の中核的な産業支援機関として、県の事務事業と密接に関連する事業を実施している。			
	<b>【対応方針】</b> ○中小企業支援の推進 本県の中小企業の活性化に向けて、企業ニーズに的確に応える効果的・効率的な支援を推進				
	<b>【対応スケジュール】</b>				
	項目	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	効果的・効率的な中小企業支援の推進 (H22年:県派遣職員1名減)				

財団法人茨城県栽培漁業協会		所管課	農林水産部水産振興課		
委員会の意見	将来方向	事業継続（行政補完・政策推進）			
	他法人では実施が困難な種苗の量産化を図るなど本県水産資源の安定供給等を担っている。				
	委員会意見に対する所管部局の考え方	本県唯一の種苗生産機関であり、栽培漁業の推進を図る中核団体と位置付けている。今後とも栽培漁業を推進し、水産資源の維持増大を図り、水産物の安定供給及び漁業経営の安定に寄与していく。			
対応方針	<p>【対応方針】</p> <p>○水産資源安定供給等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・天然資源の状況、漁業の実態、放流効果、種苗供給施設の能力等を踏まえた良質な種苗の生産</li> <li>・種苗生産技術の安定化と種苗生産の効率化による経費の低減</li> </ul>				
	【対応スケジュール】				
	項目	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	水産資源安定供給等の推進	第6次茨城県栽培漁業基本計画（H22～26）に基づく実施			→
	・良質な種苗の生産	(年次目標) ヒラメ850千尾、スズキ200千尾、アワビ300千個 鹿島灘はまぐり10,000千個			
	・経費の低減	低コスト種苗生産技術の開発、改良			

鹿島臨海鉄道株式会社		所管課	企画部企画課		
委員会の意見	将来方向	事業継続（行政補完・政策推進）			
	大洗鹿島線の旅客営業等を行い、地域公共交通の維持・確保等を担っている。				
	委員会意見に対する所管部局の考え方	提言を踏まえ、引き続き大洗鹿島線の旅客営業等を行い、通勤・通学等の足として地域公共交通の維持・確保等を担っていく。			
対応方針	<p>【対応方針】</p> <p>○旅客輸送量の維持確保と利用促進</p> <p>沿線住民の「マイレール意識」の醸成と、沿線自治体等の連携によるレジャー客などを呼び込むための魅力づくりを実施</p> <p>○貨物輸送量の拡大</p> <p>新規荷主の開拓や既存荷主の利用拡大に向けた取組を実施</p>				
	【対応スケジュール】				
	項目	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	旅客輸送量の維持確保と利用促進	マイレール意識の醸成と魅力づくりに向けた取組を実施 (大洗鹿島線を育てる沿線市町会議との連携強化)			→
	貨物輸送量の拡大	新規荷主の開拓・既存荷主の利用拡大に向けた取組を実施			→

鹿島埠頭株式会社			所管課	土木部港湾課			
委員会の意見	将来方向	事業継続（行政補完・政策推進） 鹿島港全体の管理運営業務等の公益的役割を担っている。					
	委員会意見に対する所管部局の考え方	提言を踏まえ、引き続き公益的役割を担っていく。					
対応方針	<b>【対応方針】</b> ○鹿島港の効率的な管理運営 鹿島港の公共埠頭の管理運営を行うとともに、大型船舶の入出港をサポートする曳船事業や倉庫事業など各種港湾物流サービスを提供し、鹿島港の発展に寄与するよう指導						
	<b>【対応スケジュール】</b>						
	項目	22年度	23年度	24年度	25年度以降		
	公共埠頭の管理運営・各種港湾物流サービスの提供等				→		

株式会社茨城ポートオーソリティ			所管課	土木部港湾課			
委員会の意見	将来方向	事業継続（行政補完・政策推進） 茨城港（大洗、常陸那珂、日立）の一元的管理運営業務等の公益的役割を担っている。					
	委員会意見に対する所管部局の考え方	提言を踏まえ、引き続き公益的役割を担っていく。					
対応方針	<b>【対応方針】</b> ○茨城港の効率的な管理運営と後背地開発への参画 茨城港の管理運営や港湾に係る各種サービスの提供などをしていくとともに、茨城港の後背地開発に参画し、地域社会の発展と振興に寄与するよう指導						
	<b>【対応スケジュール】</b>						
	項目	22年度	23年度	24年度	25年度以降		
	茨城港の港湾管理・各種サービスの提供・茨城港の後背地開発への参画 等				→		

茨城県信用保証協会			所管課	商工労働部産業政策課
委員会の意見	将来方向	事業継続（行政補完・政策推進） 「信用保証協会法」に基づく法人であり、中小企業者の信用保証業務等による経営の安定化を担っている。		
	委員会意見に対する所管部局の考え方	信用保証業務を通じて、中小企業者に対する金融の円滑化を図るという役割を健全かつ適正に遂行していく。		
対応方針	<p>【対応方針】        ○信用保証業務の推進        経営の健全性を維持するとともに、各種保証制度を積極的に推進し、中小企業金融のセーフティネットとしての機能を果たすよう指導</p>			
	【対応スケジュール】			
	項目	22年度	23年度	24年度
	信用保証業務の推進		継続的な指導の実施	25年度以降

茨城県農業信用基金協会			所管課	農林水産部農業経済課
委員会の意見	将来方向	事業継続（行政補完・政策推進） 「農業信用保証保険法」に基づく法人であり、農業者の債務保証等による農業経営の安定化を担っている。		
	委員会意見に対する所管部局の考え方	提言を踏まえ、当法人の設立目的である「農業者の債務保証等による農業経営の安定化」の推進と適正な業務執行を引き続き指導していく。		
対応方針	<p>【対応方針】        ○農業者の経営安定化の推進        引き続き信用保証業務機能を十分に発揮し、積極的かつ適正な債務保証の引受けに取り組むよう指導</p>			
	【対応スケジュール】			
	項目	22年度	23年度	24年度
	農業者の経営安定化の推進	積極的かつ適正な債務保証の引受け → 保証見込額 (単位：百万円) 19,550   19,910   20,430   25年度以降 (中期総合3か年計画(22年～24年)) は、直近年の 実績等を踏ま えて24年度中 に策定予定		

茨城県漁業信用基金協会		所管課	農林水産部漁政課																				
委員会の意見	将来方向	事業継続（行政補完・政策推進）																					
	「中小漁業融資保証法」に基づく法人であり、漁業者等の債務保証等による漁業経営の安定化を担っている。																						
	委員会意見に対する所管部局の考え方	提言を踏まえ、当法人の経営安定に取り組んでいく。																					
対応方針	<p>【対応方針】</p> <p>○経営安定化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保証能力の安定のため県出資を維持</li> <li>・保証審査や期中管理、基金の適切な運用等を指導</li> </ul>																						
	<p>【対応スケジュール】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経営安定化の推進</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・県出資の維持</td> <td>282,850千円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・適切な指導</td> <td>債務保証審査会の開催、保証先の経営体との面談、基金の運用状況の確認</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		項目	22年度	23年度	24年度	25年度以降	経営安定化の推進	→				・県出資の維持	282,850千円				・適切な指導	債務保証審査会の開催、保証先の経営体との面談、基金の運用状況の確認				
項目	22年度	23年度	24年度	25年度以降																			
経営安定化の推進	→																						
・県出資の維持	282,850千円																						
・適切な指導	債務保証審査会の開催、保証先の経営体との面談、基金の運用状況の確認																						

## 5 改革実現に向けた取組

出資団体改革は喫緊の最重要課題の一つであり、経営健全化や組織の統・廃合、県関与の必要性などこれまでにも増して抜本的な見直しを行うことが求められており、今後はこの基本方針に基づき、以下の点に十分留意しながら、柔軟かつ迅速に改革に向けた取組を実施するとともに、出資法人等に対しても、改革・改善の実現に向けた指導を行っていく。

### (1) 改革工程表に基づく改革の推進

出資団体改革は、取組の結果次第によっては県財政の将来が左右されかねないことを十分認識のうえ、改革工程表に基づき目標とする年度には着実に成果をあげられるよう問題を先送りすることなく、スピード感をもって改革を確実に推進する。

### (2) ガバナンスの確立、責任の明確化

法人の経営は、独立した事業主体であることを十分認識のうえ、違法・不法な行為の未然防止、会計の適正な運用を通じ、企業経営が健全かつ効果的・効率的に行われることが強く求められている。

そのうえで、職務権限や責任の明確化を図っていくことが重要であり、経営者は任務懈怠により将来的に経営が困難な状況に陥り、当該法人の事業の整理又は再生を行うこととなった場合には、民事上及び刑事上の責任追及が問われることもあることを十分認識のうえ職務を遂行するよう指導の徹底を図る。

### (3) 透明性の確保

改革を進めるにあたっては、透明性確保の観点から県議会や県民に対しこれまでの経緯や処理方策についての十分な説明責任を果たすことを基本に、法人の経営実態や取組状況等情報の開示を積極的に行いつつ、県と法人のそれぞれの役割と責任に基づき連携を図りながら改革を推進する。

### (4) 経営評価を通じた経営改革の監視

法人の改革への取組が今後とも継続的に行われ、さらなる改革につなげていくためには、経営評価や専門委員会における改革の達成状況の検証や経営上の問題点の指摘を通じて、改革の実現に向けた支援をしていく。

#### (5) 県関与の見直し

知事・副知事の法人代表兼職、県派遣職員の削減等による人的関与や補助金等財政的関与の見直し、出資金の引き揚げなどによる資本的関与の見直しを行い、できる限り法人の自立的な経営を基本に経営の健全化を促進する。

#### (6) 公益法人制度改革への対応

新公益法人等への移行申請手続き（平成25年11月まで）を計画的に進めるとともに、当該法人の役割、事業内容等を踏まえ、県の人的・財政的支援のあり方についても検討していく。

#### (7) 給与情報の公開

法人の給与水準は、必ずしも県の規定に準拠することなく法人の規模や経営状況等に応じて設定することが基本であることから、法人運営の透明性を高めるため役職員の給与情報についても公開することを念頭に準備を進める。